

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 11 月 28 日(金) 号外第 110 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（53）（子育て応援課）・・・・・・・・・・ 3
- 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（54）（〃）・・・・・・・・ 12

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県認定こども園に関する条例の全部改正に伴い、当該条例で定めるもののほか、認定こども園の認定要件並びに設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

(1) 各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置くこと、食事を施設内で調理する方法により提供する子どもの数が20人未満である場合は、調理室を設けないことができること等の認定こども園の認定要件並びに設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、鳥取県認定こども園に関する条例の施行の日とする。
- イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国が定める保育所の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い、保育所の設備及びサービスの提供に関する基準について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 保育所の管理についての重要事項を定める規程には、次の事項を記載することとする。

- ア 施設の目的及び運営の方針
- イ 提供する保育の内容
- ウ 職員の職種、人数及び職務の内容
- エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- カ 乳児、満3歳未満の幼児及び満3歳以上の幼児それぞれの利用定員
- キ 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ク 非常災害対策その他の緊急時等における対応方法
- ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 職員及び設備の一部について、併せて設置する他の社会福祉施設を兼ねることができることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成27年4月1日とする。

規 則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件)

第2条 条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件は、別表第1のとおりとする。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準)

第3条 条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(既存施設の特例)

第2条 この規則の施行の際現に存する施設（以下「既存施設」という。）を用いる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に適用される条例別表第1設備の項第4号、第6号及び第7号に定める要件は、これらの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	要件
幼稚園型認定こども園（幼稚園である認定こども園をいう。以下同じ。）	1 条例別表第1設備の項第6号に定める基準を満たすこと。 2 屋外遊戯場の面積は、条例別表第1設備の項第7号(1)及び(2)に定める面積を合計した面積以上とすること。
保育所型認定こども園（保育所である認定こども園をいう。以下同じ。）	1 条例別表第1設備の項第4号に定める基準を満たすこと。 2 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上とすること。
保育機能施設型認定こども園（連携施設以外の保育機能施設である認定こども園をいう。以下同じ。）	1 条例別表第1設備の項第4号又は第6号に定める基準のいずれかを満たすこと。 2 屋外遊戯場の面積は、次のいずれかの面積以上とすること。 (1) 条例別表第1設備の項第7号(1)及び(2)に定める面積を合計した面積 (2) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル

2 既存施設を用いる幼保連携型認定こども園に適用される条例別表第2設備の項第4号、第6号及び第7号並びに別表第2設備の項第6号に定める基準は、これらの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 幼稚園（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあつては、次の基準を満たすこと。

ア 条例別表第2設備の項第6号に定める基準を満たすこと。

イ 園庭の面積は、条例別表第2設備の項第7号(1)及び(2)に定める面積を合計した面積以上とすること。

ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、子どもの待避に必要な設備を設ける耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合は乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階に設け、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）別表第4設備の項第2号(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を3階以上に設けることができること。この場合において、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育のために用いること。

(2) 保育所（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあつては、次の基準を満たすこと。

ア 条例別表第2設備の項第4号に定める基準を満たすこと。

イ 園庭の面積は、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上とすること。

ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第4設備の項第2号(1)から(3)までの要件に該当する場合は保育室等を2階に設け、同号(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を3階以上に設けることができること。この場合において、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育のために用いること。

3 幼稚園又は保育所として用いられていた既存施設を用いる幼保連携型認定こども園は、園舎に隣接して設ける園庭の面積が条例別表第2設備の項第7号(1)に定める面積以上又は満3歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であるときは、別表第2設備の項第3号の規定にかかわらず、次の要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供ができる場所であること。
- (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (3) 移動時の子どもの安全が確保できる場所であること。
- (4) 子どもが日常的に利用できる場所であること。

（鳥取県行政組織規則の一部改正）

第3条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課～全国障がい者芸術・文化祭実施本部 全国障がい者芸術・文化祭課 略 子育て王国推進局子育て応援課 (1)・(2) 略 (3) <u>私立幼稚園及び認定こども園</u>に関すること。 (4)～(9) 略 子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医療指導課 略</p>	<p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課～全国障がい者芸術・文化祭実施本部 全国障がい者芸術・文化祭課 略 子育て王国推進局子育て応援課 (1)・(2) 略 (3) 私立幼稚園に関すること。 (4)～(9) 略 子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医療指導課 略</p>

（鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第4条 鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事業の種類	特別地域	事業の種類	特別地域
1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第7条第1項</u> に規定する保育所及び <u>幼保連携型認定こども園</u> 、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院並びに同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びにこれらの周囲1キロメートルの区域 イ・ウ 略	1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第39条第1項</u> に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びにこれらの周囲1キロメートルの区域 イ・ウ 略
略		略	

（鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正）

第5条 鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び<u>幼保連携型認定こども園</u></p> <p>（3）～（6） 略</p>	<p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所</p> <p>（3）～（6） 略</p>

（鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正）

第6条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料の減免）	（使用料の減免）

第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。）のために、国際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を利用するとき。

(2)～(5) 略

2・3 略

第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(2)～(5) 略

2・3 略

（県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第7条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(授業料等及び使用料の減免)			(授業料等及び使用料の減免)		
第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
略			略		
鳥取県立博物館	略	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のため	鳥取県立博物館	略	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のため

	<p>の施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する保育所若しくは<u>幼保連携型認定こども園</u>又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p>		<p>の施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第39条第1項</u>に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p>
略		略	

（鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正）

第8条 鳥取県警察手数料の免除に関する規則（平成17年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（警察手数料の免除）</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>		<p>（警察手数料の免除）</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>	
区分	免除事由	区分	免除事由
略		略	
2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に	(1)～(3) 略 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第7条第1項</u> に規定する保育所又は <u>幼保連</u>	2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に	(1)～(3) 略 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第39条第1項</u> に規定する保育所が保育の目的の

係る手数料	携型認定こども園が教育又は保育の目的のために道路を使用するとき。 (5)～(9) 略	係る手数料	ために道路を使用するとき。 (5)～(9) 略
略		略	

別表第1 (第2条関係)

項目	要件
職員配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供できるように施設の管理及び運営を行う能力を有している者であること。 2 学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者とする。ただし、保育所型認定こども園及び保育機能施設型認定こども園において幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難なときは、保育士の資格を有する者で、2年以上の実務経験を有し、かつ、認定の日から3年以内に幼稚園の教員の免許状を取得する予定であるものとする事ができる。 3 1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「8時間程度利用児」という。）の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者とする。ただし、幼稚園型認定こども園及び保育機能施設型認定こども園において保育士の資格を有する者とするのが困難なときは、幼稚園の教員の免許状を有する者で、2年以上の実務経験を有し、かつ、認定の日から3年以内に保育士の資格を取得する予定であるものとする事ができる。 4 調理業務の全てを委託する場合及び施設内で調理をしない場合は、調理員を置かないことができること。
設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 園舎の位置は、安全が確保され、適切に運営ができる場所とすること。 2 園舎及び教育又は保育に利用する付属建物は、同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次の要件に該当するときは、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (2) 移動時の子どもの安全が確保されていること。 3 屋外遊戯場は、園舎に隣接して設けること。ただし、次の要件に該当するときは、園舎の付近の場所に設けることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供ができる場所であること。 (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。 (3) 移動時の子どもの安全が確保できる場所であること。 (4) 子どもが日常的に利用できる場所であること。 4 次に掲げる場合は、調理室を設けないことができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設内で調理をしない場合 (2) 幼稚園型認定こども園において施設内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が20人未満である場合 5 前号(1)に掲げる場合は加熱、保存等の機能を有する設備を、同号(2)に掲げる場合は当該子どもに提供する食事を調理するために必要な設備を設けること。 6 次に掲げる設備を設けるよう努めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 (2) テレビ、ラジオその他の放送聴取設備 (3) プロジェクター、スクリーンその他の映写設備 (4) プールその他の水遊び場 (5) シャワーその他の清浄用設備 (6) 図書室

	<p>(7) 会議室</p> <p>7 学級数及び子どもの人数に応じ、教育及び保育、保健衛生並びに安全に必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充すること。</p> <p>8 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園であることを掲示すること。</p> <p>9 条例及びこの規則の基準を超えて設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例及びこの規則を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。</p>
サービスの提供	<p>1 食事は、栄養並びに子どもの心身の状況及び嗜好を考慮してあらかじめ作成された献立に従って、調理室（調理室を設けない施設にあつては、調理設備）で調理されたものを適切な時間に提供すること。</p> <p>2 次に掲げる要件を満たす施設は、前号の規定にかかわらず、施設外で調理し搬入する方法により、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行うことができること。</p> <p>(1) 調理業務の受託者との契約において、食事の提供の責任は施設にあり、その職員が衛生、栄養等について必要な注意を払うことができるようにすること。</p> <p>(2) 調理業務の受託者は、子どもに対する食事の提供の趣旨を十分に認識し、その業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(3) 食事の内容、量及び回数について、適切な対応ができるようにすること。</p> <p>3 献立等について栄養士（他の施設、保健所、市町村等の栄養士を含む。）の指導を受けること。</p> <p>4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等を行うとともに、子どもの食事の内容又は時機の変更にも適切に応じること。</p> <p>5 食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>6 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、その発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>7 健康な生活の基本となる正しい食習慣を子どもに身に付けさせるよう努めること。</p> <p>8 8時間程度利用児にあつては年2回以上、それ以外の子どもにあつては年1回以上の健康診断を実施すること。</p> <p>9 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に準ずること。</p> <p>10 職員に対し、教育及び保育並びに子育て支援を適切に提供するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>11 子どもの保護者と常時密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。</p> <p>12 子育て支援の実施に当たっては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>職員、設備及び会計に関する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) その他の帳簿及び記録 5年間</p>
事故等への対応	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第30条の規定による報告に適切に対応すること。</p>

別表第2（第3条関係）

項目	基準
職員配置	<p>1 学級担任は、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を充てること。ただし、特別の事情があるときは、副園長（保育教諭に必要な資格を有する者に限る。）若しくは教頭（保育</p>

	<p>教諭に必要な資格を有する者に限る。)が兼ね、又は学級数の3分の1以内で助保育教諭若しくは講師を充てることができる。</p> <p>2 園長及び教育又は保育に従事する職員は、専任とすること。ただし、教育又は保育に従事する職員の人数が条例別表第2職員配置の項第3号に定める人数に1人を加えた人数以上である場合には、園長が他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねることができる。</p> <p>3 次に掲げる職員を置くよう努めること。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員及び用務員</p> <p>4 調理業務の全てを委託する場合及び施設内で調理をしない場合は、調理員を置かないことができること。</p> <p>5 第2号本文に掲げる職員以外の職員は、業務の運営上必要と認められる場合は、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>
設備	<p>1 園舎の位置は、安全が確保され、適切に運営ができる場所とすること。</p> <p>2 園舎及び教育又は保育に利用する付属建物は、同一の又は隣接する敷地内にあること。</p> <p>3 園庭は、園舎に隣接して設けること。</p> <p>4 園舎は、平屋建又は2階建とすること。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>5 保育室等は、1階に設けること。</p> <p>6 前号の規定にかかわらず、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第4設備の項第2号(1)から(3)までの要件に該当する場合は保育室等を2階に設け、同号(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を3階以上に設けることができること。この場合において、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育のために用いること。</p> <p>7 次に掲げる場合は、調理室を設けないことができること。</p> <p>(1) 施設内で調理をしない場合</p> <p>(2) 施設内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が20人未満である場合</p> <p>8 前号(1)に掲げる場合は加熱、保存等の機能を有する設備を、同号(2)に掲げる場合は当該子どもに提供する食事を調理するために必要な設備を設けること。</p> <p>9 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えること。</p> <p>10 次に掲げる設備を設けるよう努めること。</p> <p>(1) テレビ、ラジオその他の放送聴取設備</p> <p>(2) プロジェクター、スクリーンその他の映写設備</p> <p>(3) プールその他の水遊び場</p> <p>(4) シャワーその他の清浄用設備</p> <p>(5) 図書室</p> <p>(6) 会議室</p> <p>11 保育室等以外の設備については、施設の運営上必要と認められる場合は、学校、社会福祉施設その他の施設の設備と兼ねることができること。</p> <p>12 学級数及び子どもの人数に応じ、教育及び保育、保健衛生並びに安全に必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充すること。</p> <p>13 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園であることを掲示すること。</p> <p>14 条例及びこの規則の基準を超えて設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例及びこの規則を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。</p>

サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回らないこと。 2 食事は、栄養並びに子どもの心身の状況及び嗜好を考慮してあらかじめ作成された献立に従って、調理室（調理室を設けない施設にあっては、調理設備）で調理されたものを適切な時間に提供すること。 3 次に掲げる要件を満たす施設は、前号の規定にかかわらず、施設外で調理し搬入する方法により、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行うことができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調理業務の受託者との契約において、食事の提供の責任は施設にあり、その職員が衛生、栄養等について必要な注意を払うことができるようにすること。 (2) 調理業務の受託者は、子どもに対する食事の提供の趣旨を十分に認識し、その業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 (3) 食事の内容、量及び回数について、適切な対応ができるようにすること。 4 献立等について栄養士（他の施設、保健所、市町村等の栄養士を含む。）の指導を受けること。 5 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行うとともに、子どもの食事の内容又は時機の変更にも適切に応じること。 6 食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 7 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、その発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 8 健康な生活の基本となる正しい食習慣を子どもに身に付けさせるよう努めること。 9 入園時及び年2回以上、健康診断を実施すること。この場合において、毎年度1回目の健康診断は、6月30日までに実施すること。 10 災害の発生に備え、避難訓練その他の訓練を毎月1回以上実施すること。 11 心身の状況によって履修することが困難な子どもがいる教科については、その子どもの心身の状況に適合するよう努めること。 12 職員に対し、教育及び保育並びに子育て支援を適切に提供するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。 13 子どもの保護者と常時密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。 14 子育て支援の実施に当たっては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。
記録の作成及び保存	<p>条例別表第2記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 決算書類 30年間 (2) 子どもの学籍に関する記録 20年間 (3) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (4) (1)から(3)までに掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園法第19条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。 2 認定こども園法第30条の規定による報告に適切に対応すること。 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条の規定による調査又はあつせんに協力すること。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 <u>3 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>	職員の配置	1・2 略
設備	1 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。 2 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>	設備	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
略		略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～9 略 <u>10 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>	職員の配置	1～9 略
略		略	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～8 略 <u>9 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>	職員の配置	1～8 略

設備	1・2 略 3 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>
略	

設備	1・2 略
略	

別表第4（第6条関係）

項目	基準									
職員の配置	1 保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合は、調理員を置かないことができること。 2 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>									
設備	1 略 2 保育室等を2階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の(2)から(6)までの要件に該当するものであること。 (1) 略 (2) 次の表の左欄に掲げる階には、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に1以上設けられていること。また、当該設備のいずれかが、保育室等から歩行距離にして30メートル以内に設けられていること。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>4階以上</td> <td>略</td> <td>ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、同条第3項第1号から第3号</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	設備	略			4階以上	略	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、同条第3項第1号から第3号
階	区分	設備								
略										
4階以上	略	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、同条第3項第1号から第3号								

別表第4（第6条関係）

項目	基準									
職員の配置	保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合は、調理員を置かないことができること。									
設備	1 略 2 保育室等を2階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の(2)から(6)までの要件に該当するものであること。 (1) 略 (2) 次の表の左欄に掲げる階には、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に1以上設けられていること。また、当該設備のいずれかが、保育室等から歩行距離にして30メートル以内に設けられていること。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>4階以上</td> <td>略</td> <td>建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	設備	略			4階以上	略	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
階	区分	設備								
略										
4階以上	略	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段								

	<p>まで及び第9号に定める基準を満たすもの</p> <p>イ 建築基準法施行令第123条第3項に規定する構造の階段</p> <p>ウ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>エ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u></p>		<p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 <u>条例別表第4サービスの提供の項第2号の規程には、次に掲げる事項について記載すること。</u></p> <p>(1) <u>施設の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>提供する保育の内容</u></p> <p>(3) <u>職員の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(4) <u>保育を行う日及び時間並びに保育を行わない日</u></p> <p>(5) <u>保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6) <u>乳児、満3歳未満の幼児及び満3歳以上の幼児のそれぞれの利用定員</u></p> <p>(7) <u>利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての</u></p>	<p>サービスの提供</p>	

留意事項
(8) <u>非常災害対策その他の緊急時における対応方法</u>
(9) <u>虐待の防止に関する事項</u>
(10) <u>その他保育所の運営に関する重要事項</u>
<u>2</u> 略
<u>3</u> 略
<u>4</u> 略
<u>5</u> 略
<u>6</u> 略
<u>7</u> 略
<u>8</u> 略
<u>9</u> 略
10～15 略
略

<u>1</u> 略
<u>2</u> 略
<u>3</u> 略
<u>4</u> 略
<u>5</u> 略
<u>6</u> 略
<u>7</u> 略
<u>8</u> 略
<u>9</u> <u>児童の保護者から施設が提供するサービスの対価として法第56条第3項の規定による徴収金又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第4項の保育料以外の金銭を徴収するときは、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮した額とすること。</u>
10～15 略
略

別表第5（第7条関係）

項目	基準
職員の配置	<u>1</u> 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略 <u>2</u> <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第5（第7条関係）

項目	基準
職員の配置	児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略
略	

別表第6（第8条関係）

項目	基準
----	----

別表第6（第8条関係）

項目	基準
----	----

職員の配置	1～10 略 11 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	1～5 略 6 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>
略	

職員の配置	1～10 略
設備	1～5 略
略	

別表第7（第9条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～7 略 8 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	1～5 略 6 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>
略	

別表第7（第9条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～7 略 8 <u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の職員（利用者の保護に直接従事する職員を除く。）の一部を併せて設置する社会福祉施設の職員に兼ねることができること。</u>
設備	1～5 略 6 <u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の設備（当該施設に特有の設備を除く。）の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができること。</u>
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～3 略 4 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	1・2 略 3 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併</u>

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～3 略 4 <u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の職員（利用者の保護に直接従事する職員を除く。）の一部を併せて設置する社会福祉施設の職員に兼ねることができること。</u>
設備	1・2 略 3 <u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該</u>

	せて設置する <u>他の社会福祉施設</u> の <u>設備を兼ねることが</u> できること。 4 略
略	

	施設の設備（当該施設に特有の 設備を除く。）の一部を併せて 設置する社会福祉施設の設備に 兼ねることが できること。 4 略
略	

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

区分	基準
職員の配置	1～7 略 8 <u>利用者の支援に直接従事する</u> <u>職員以外の職員は、併せて設置</u> <u>する他の社会福祉施設の職員を</u> <u>兼ねることが</u> <u>できること。</u>
設備	<u>別表第1設備の項に掲げる基準</u> <u>を満たすこと。</u>
略	

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

区分	基準
職員の配置	1～7 略 8 <u>他の社会福祉施設を併せて設</u> <u>置するときは、必要に応じ当該</u> <u>施設の職員（利用者の保護に直</u> <u>接従事する職員を除く。）の一</u> <u>部を併せて設置する社会福祉施</u> <u>設の職員に兼ねることが</u> <u>できる</u> <u>こと。</u>
設備	1 <u>他の社会福祉施設を併せて設</u> <u>置するときは、必要に応じ当該</u> <u>施設の設備（当該施設に特有の</u> <u>設備を除く。）の一部を併せて</u> <u>設置する社会福祉施設の設備に</u> <u>兼ねることが</u> <u>できること。</u> 2 <u>消火器等の消火用具、非常口</u> <u>その他非常災害に必要な設備を</u> <u>設けること。</u>
略	

2 医療型児童発達支援センター

区分	基準
職員の配置	<u>利用者の支援に直接従事する職</u> <u>員以外の職員は、併せて設置する</u> <u>他の社会福祉施設の職員を兼ね</u> <u>ることが</u> <u>できること。</u>
設備	1 略 2 <u>利用者の支援に支障がないと</u> <u>認められる設備については、併</u> <u>せて設置する他の社会福祉施設</u> <u>の設備を兼ねることが</u> <u>できるこ</u> <u>と。</u> 3 略
略	

2 医療型児童発達支援センター

区分	基準
職員の配置	<u>他の社会福祉施設を併せて設置</u> <u>するときは、必要に応じ当該施設</u> <u>の職員（利用者の保護に直接従事</u> <u>する職員を除く。）の一部を併</u> <u>せて設置する社会福祉施設の職員に</u> <u>兼ねることが</u> <u>できること。</u>
設備	1 略 2 <u>他の社会福祉施設を併せて設</u> <u>置するときは、必要に応じ当該</u> <u>施設の設備（当該施設に特有の</u> <u>設備を除く。）の一部を併せて</u> <u>設置する社会福祉施設の設備に</u> <u>兼ねることが</u> <u>できるこ</u> <u>と。</u> 3 略
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	1～8 略 9 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	1～3 略 4 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	1～8 略
設備	1～3 略
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～9 略 10 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
設備	1～5 略 6 <u>利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</u>
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～9 略
設備	1～5 略
略	

別表第11（第13条関係）

項目	基準
職員の配置	1 職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 2 <u>利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</u>
略	

別表第11（第13条関係）

項目	基準
職員の配置	職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
略	

附 則

この規則中別表第4設備の項第2号及びサービスの提供の項の改正規定は平成27年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。